

吹田市の医療施策の推進体制

(1) 健康医療部の創設(平成28年4月)

健康医療部

地域医療推進室

休日急病診療所

地域医療推進室を新設し、福祉保健部から休日急病診療所を移管

国民健康保険室

保健センター

福祉保健部から国民健康保険室及び保健センターを移管

北大阪健康医療都市推進室

都市整備部から吹田操車場跡地まちづくり室を移管・名称変更

吹田市の医療施策の推進体制

(2) 健康医療部地域医療推進室の創設(平成28年4月)

吹田市事務分掌規則(平成24年2月24日制定)一部改正

(健康医療部の分掌事務)

第13条 健康医療部地域医療推進室の分掌する事務は、別に定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 医療に係る施策の企画、調整及び推進に関する事項
- (2) 保健医療団体との医療に係る連絡に関する事項(他の課等の所管するものを除く。)
- (3) 地方独立行政法人市立吹田市民病院との連絡に関する事項
- ⋮
- (6) 医療審議会に関する事項
- (7) 地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会に関する事項
- ⋮
- (10) 休日急病診療所との連絡に関する事項
- ⋮